

1 計画策定の目的及び背景

イノシシは、平成6年頃から捕獲数が急激に増加し、県南部から拡大していた分布及び農作物被害が県内全域に拡大し、人との軋轢を引き起こすとともに、令和元年には養豚農家への害性の高い豚熱の感染が野生イノシシに確認され、令和3年には、ほぼ県内全域が感染確認地域となっている。

そのため、引き続きイノシシを管理すべき鳥獣とし、計画的な捕獲を促進するとともに、被害防止対策など総合的な対策を実施し、個体数の削減、農作物被害の軽減及び豚熱の感染拡大防止を図ることを目的とする。

- 2 鳥獣の種類 イノシシ
- 3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 4 管理の地域 全県
- 5 管理の指針

(1) 管理の目標

- 捕獲の一層の促進と被害防止対策の徹底等により、個体数及び農作物被害額を削減させる
- ・ 農作物被害が急増する前の時期の生息数を考慮し、毎年度12,000頭の捕獲を進め、令和8年度の個体数を平成24年度の水準、約13,000頭以下に抑える
 - ・ 農作物被害額は平成24年度の水準、約34百万円以下とする

(2) 目標達成のための施策の基本的考え方

- ① 狩猟による捕獲と有害捕獲での積極的な捕獲を推進及び捕獲による豚熱の感染拡大防止
- ② 防護柵の設置や維持管理など、農作物の被害防止対策の徹底
- ③ 耕作放棄地の解消及び緩衝帯整備の拡大に努め、分布拡大の抑制のため生息環境整備を推進
- ④ イノシシの利活用の推進
- ⑤ 農作物被害状況を把握するための調査の実施

(3) 目標達成のための主な施策

① 個体数の調整

ア 猟期の延長と猟法の緩和

延長期間：11月1日から11月14日及び2月16日から3月末日
 このうち、㊦及び㊧：わな猟（箱わな・くくりわな）及び
 止めさしのための銃猟に限る
 ㊨ ：わな猟及び銃猟

	㊦	通常の狩猟期間 11/15～2/15	㊨	㊧	
	11/1～11/14		2/16～2/末	3/1～3/31	

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行、対象区域の拡大

イノシシの生息数増加による農作物被害が発生している場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行を必要に応じて実施する。

エ 有害捕獲の促進

「くくりわな」による捕獲、一斉捕獲やメス捕獲など効果的捕獲を促進する。

オ 狩猟者の確保と育成

若者や女性など狩猟者のすそ野の拡大や猟場における実地的な研修の拡大を図る

② 被害防止対策

農作物被害が増加している地域への防護柵の拡大と機能維持、箱わな等の設置を推進するほか、モデル集落への対策チームによる指導の実施や集落点検のサポート体制を強化する。
 捕獲の強化と経口ワクチンの散布を実施し、県内養豚農場への豚熱の感染を防止する。

6 その他

効果測定、経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時計画の見直しを行う。

狩猟管理・被害防止対策の実施 → モニタリング調査 → 効果測定・検討評価
 → 狩猟管理・被害防止対策の実施